難病患者支援費の申請方法が変わります

難病患者の福祉の増進を図ることを目的として、以下の支給要件を全て満たす方に対し、「難病患者支援費」を年２回（４～９月分を９月末振込・10～３月分を３月末振込）に分けて支給しています。
これまでは、８月と２月に申請期間を設け、年２回窓口へ申請にお越しいただいておりましたが、以下の申請方法に変更いたします。

支給要件

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- **茨城県から、以下の証のうち、いずれかの交付を受けていること**
  「指定難病特定医療費受給者証」「一般特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」
- **美浦村に住民登録をし、かつ居住していること**
- **社会福祉法第２条第２項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所していないこと**
- **生活保護法による扶助を受けていないこと**

申請方法

新規・継続にかかわらず、**申請は随時受け付けます**（土日、祝日、年末年始を除く）。

★新規
以下の書類をお持ちのうえ、福祉介護課までお越しください。

- **茨城県（竜ケ崎保健所）が発行する以下の証のうち、いずれか一つ**
  「指定難病特定医療費受給者証」「一般特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」
- **難病患者本人（難病患者が未成年者の場合は保護者）の通帳またはキャッシュカードの写し**

★継続（令和６年３月に難病支援費を受け取り、令和６年11月30日までの受給者証を提出済の場合）
令和６年９月支給分の申請は不要です。
令和６年12月１日からの更新後、受給者証が届いたら、令和７年２月末までに、福祉介護課までお越しください。

※小児慢性特定疾病医療受給者の方

- **▶令和６年９月30日より前に有効期限が切れ、更新手続きを行った方**
  更新後の受給者証を持参のうえ、８月末までに申請手続きをしてください。
- **▶令和６年10月１日より後に有効期限が切れ、更新手続きを行った方**
  更新後の受給者証を持参のうえ、令和７年２月末までに、随時福祉介護課までお越しください。

支給額

月額3,000円・年２回支給：①９月（対象月：４月～９月）、 ②３月（対象月：10月～３月）
支給月の月末までに申請書に記載された口座へ難病患者支援費を振り込みます。
※前年度分は申請できません。受給者証有効期間または支給対象月の範囲内での支給となります。

受給者が住所を変更したとき、病気が治癒したとき、その他の手当の受給理由が消滅したときは、必ず届け出てください。
支給月でなくても、支給対象期間の範囲で支給いたします。

■問合せ　福祉介護課障害福祉係　☎029-885-0340（内）112・114